

11月1日から 道路交通法が変わります

☆携帯電話☆

問 運転中の携帯電話等の使用などに対する罰則規定の見直しについて正しいのは次のうちどれ？

- ① 運転中に携帯電話を手を持って、携帯の画面を注視しただけでも罰則の対象になる
- ② 運転中の携帯電話の使用は、交通事故を起こさなければ罰則の対象にならない
- ③ ハンズフリー装置を使用して携帯電話で話す場合も、罰則の対象になる



反則金	大型車	7,000円
	普通車、二輪車	6,000円
	原付車	5,000円
違反点	1点	

答 ①自動車や原動機付自転車の運転中の携帯電話等の使用などについては、平成11年の道路交通法改正により禁止規定が設けられていましたが、今回の改正により、これまでの罰則に加えて、運転中の携帯電話等を使用すること自体が罰則の対象となります。

◎ 5万円以下の罰金

☆飲酒運転☆

問 飲酒運転対策として新たに強化される罰則は次のうちどれ？

- ① 飲酒運転の呼気検査を拒否した人に対する罰則の引き上げ
- ② 飲酒運転による交通事故を起こした人に対する罰則の引き上げ
- ③ 飲酒運転をしている人の車に同乗している人に対する罰則の引き上げ



答 ①飲酒運転に対する罰則と比べ、飲酒検知拒否に対する罰則が低いため、飲酒運転の呼気検査を拒否する事例が増えています。そこで、今回の改正により、警察官が呼気検査を確実に実施し、飲酒運転による交通事故を防止するため、警察官による飲酒運転の呼気検査を拒否した人に対する罰則が引き上げられます。

◎ 現行5万円以下 ↓ 30万円以下の罰金

☆暴走族☆

問 暴走族対策として新たに強化される罰則は次のうちどれ？

- ① 集団暴走行為により実際に迷惑を被ったり、危険に遭ったりした人がいた場合に集団暴走行為を罰則の対象とする
- ② 空ぶかしなどの騒音運転に対する罰則の新設
- ③ 消音器不備に対する罰則の引き上げ



答 ②と③今までは、集団暴走行為により迷惑を被った人や危険に遭った人がいることを立証しなければ罰則の対象となりませんでした。が、今回の改正により、集団暴走行為により実際に迷惑を被ったり、危険に遭ったりした人がいなくても、集団暴走行為そのものが罰則の対象となるなど、暴走族対策が強化されます。

◎ 騒音運転等 5万円以下の罰金

◎ 消音器不備等 現行2万円以下 ↓ 5万円以下の罰金